

川崎市学習支援・居場所づくり事業実施委託（川崎区川崎地区）募集要項

1 事業の趣旨・目的

川崎市学習支援・居場所づくり事業は、適切な学習環境や安心して過ごせる居場所がない等、健全な育成環境の維持に課題を有する生活保護受給世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学3年生から中学3年生の子どもに対して、基礎学力及び学習習慣の定着から高校等への進学に向けた学習支援や、生活習慣習得の支援などを行う居場所を提供することで健全な育成を図り、貧困の連鎖を防止することを目的として、市内17地区で実施しています。

令和7年度から令和9年度の3年間の事業実施にあたり、適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施するため、次のとおり公募型プロポーザル方式で受託法人の選考を行います。

2 公募に関する事項

（1）業務の名称

川崎市学習支援・居場所づくり事業実施委託（川崎区川崎地区）

（2）業務内容

川崎市学習支援・居場所づくり事業実施要綱及び川崎市学習支援・居場所づくり事業実施委託（川崎区川崎地区）仕様書等に基づく業務の実施

（3）契約予定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

（4）業務委託上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

	基準支払分	成果連動支払分	計
令和7年度	10,623,360 円	330,000 円	10,953,360 円
令和8年度	10,623,360 円	330,000 円	10,953,360 円
令和9年度	10,623,360 円	330,000 円	10,953,360 円
合計	31,870,080 円	990,000 円	32,860,080 円

※基準支払分と成果連動支払分については、仕様書（案）の「8 委託代金の支払い方法」を参照してください。

（5）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（6）担当部署（問い合わせ先・書類送付先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電子メール 45kodoka@city.kawasaki.jp

電話 044-200-2672 / FAX 044-200-3638

(7) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本事業を的確に遂行する能力を有する者としします。

なお、共同企業体で応募する場合には、提案資格を満たす法人で構成されていることを要します。

ア 法人格を有すること。

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他」で登録が予定されている者であること。ただし、受託の決定にあたっては実際に登録されていることを要します。

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

キ 法人又はその代表者が市税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 選考スケジュール

令和7年1月 7日（火）	公募の告知
令和7年1月10日（金）正午	質問書の受付期限
令和7年1月17日（金）	参加意向申出書の提出締切
令和7年1月28日（火）正午	企画提案書の受付期限
令和7年2月 5日（水）	委託法人選考委員会
令和7年3月上旬	選考結果通知
令和7年4月1日（火）	契約締結
※詳細は下記の（1）～（4）をご確認ください。	

(1) 企画提案に関する質問

ア 質問方法

質問書（別紙4）を電子メールで送信してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

イ 受付期限

令和7年1月10日（金）正午必着

ウ 回答方法

川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

（2）参加意向申出

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（別紙1）
- ② 誓約書（別紙2）

イ 提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で、2（6）の書類送付先にお送りください。

※電子メールで提出する場合は、代表者印の押印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を後日郵送してください。

ウ 提出期限

令和7年1月17日（金）必着

エ 参加資格確認通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、審査結果に係る通知書を電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

（3）企画提案書の提出

ア 提出書類【データで提出】

前回まで企画提案書は紙媒体で提出していただきましたが、今回からデータでの提出に変更となります。

下記の①から③までをA4横版・横書きで作成し、PDF形式、パワーポイント形式等で提出してください。

選考委員会での企画提案は、御提出いただいた企画提案書をモニターに映写してプレゼンテーションを行っていただきます。映写は川崎市のPCで行いますので、PCを持参していただく必要はありません。

① 企画提案書（共通項目）

「4 企画提案に関する事項」の【共通項目】（1）から（8）について、項目順に沿った章立てで、表紙・目次を除き20ページ以内で作成してください。

複数の地区に応募する場合も、共通項目については地区ごとに内容を変えずに、一つの企画提案書として提出してください。

② 企画提案書（地区別項目）

「4 企画提案に関する事項」の【地区別項目】について、表紙・目次を除き

10ページ以内で作成してください。

複数の地区に応募する場合は、応募する地区ごとに提出してください。

③ 経費見積書

2(4) 業務委託上限額のうち基準支払分の範囲内で、3年間の合計と各年度の見積書を費目ごとの内訳を示して作成してください。

複数の地区に応募する場合は、応募する地区ごとに作成してください。

イ 提出方法

電子メールで提出してください。電子メールでの提出ができない場合は、市のオンラインストレージを利用可能ですので、御相談ください。

送信先アドレス：45kodoka@city.kawasaki.jp

ウ 提出期限

令和7年1月28日（火）正午必着

(4) 委託法人選考委員会の開催

・前回まで委託法人選考委員会は地区ごとに開催していましたが、今回から下表のとおり南部地域（川崎区・幸区）、中部地域（中原区・高津区）、北部地域（宮前区・多摩区・麻生区）に分けて開催し、該当地域内の地区について一括で審査等を行います。

・応募する地区が属する地域の委託法人選考委員会にご出席いただき、プレゼンテーションを行っていただきます。なお、同一地域内で複数の地区に応募する場合は、プレゼンテーションを一括で行っていただきます。

・プレゼンテーションの時間は、「4 企画提案に関する事項」のうち、共通項目（20分）と地区別項目（5分×当該地域内の応募地区数）の合計時間内で行っていただきます。なお、地区別項目のプレゼンテーションは地区ごとに時間を区切って実施します。

・詳細については、参加資格確認後に別途通知します。

・選考方法については、「5 選考に関する事項」をご確認ください。

南部地域	中部地域	北部地域
川崎区川崎地区	中原区新城地区	宮前区宮前地区
川崎区大師地区	中原区小杉地区	宮前区有馬・野川地区
川崎区田島地区	高津区北部地区	多摩区生田地区
川崎区西部地区	高津区南部地区	多摩区中野島地区
幸区下平間地区	高津区久末地区	麻生区北部地区
幸区日吉地区		麻生区南部地区

4 企画提案に関する事項

川崎市学習支援・居場所づくり事業（川崎市川崎地区）仕様書（案）を基に、次の各項目について提案してください。なお、提案内容については、必要と認められる範囲で仕様書に反映し、運営業務の中で取り組んでいただきます。

【共通項目（90点）】

（1）法人の運営状況、本事業における役割認識及び実施方針について【5点】

- ・法人の概要及び運営状況について、簡潔に示してください。
- ・本事業を受託した場合の全体的な実施方針について、簡潔に示してください。
- ・本事業または本事業に類する事業（他の自治体での事業を含む）の運営実績について、代表的なものを示してください。
- ・本事業の目的を踏まえて、法人として担う役割について考えていることを示してください。
- ・緊急時の対応のマニュアル整備や個人情報の適正な管理体制について示してください。

（2）安全・安心な居場所と学習環境の提供について【15点】

- ・年間の実施計画の概要（実施回数、曜日、時間帯など）を示してください。
- ・利用者が安心して過ごせる居場所づくりと学習環境の提供について、実施方針を示してください。
- ・利用者同士が交流できるイベントや、補食としての軽食・おやつの提供などの実施方針を示してください。
- ・教室利用にあたっての利用者の安全対策について考えていることを示してください。

（3）生活習慣習得支援について【15点】

- ・利用する子どもの生活習慣習得支援について、支援の方法や支援を行うにあたっての子どもに対する関わり方について示してください。
- ・子どもが生活習慣を習得するために効果的な取組について、提案や実施実績があれば示してください。
- ・子どもの教室での行動の変化を把握して、法人内や関係機関と情報共有しながら、適切な支援を行うための体制について示してください。

（4）学習支援について【15点】

- ・学習支援の実施方法（支援員の配置、使用する教材など）や、利用者の学習の習熟度の確認方法を示してください。
- ・学年に応じた学力が身につけていない等、学力面での課題を有する利用者や、学習意欲が低い利用者の対応方針について示してください。
- ・主に中学3年生に対して、受験対策として行うことがあれば示してください。
- ・長期休暇の期間等に学習機会を途切れさせないために取り組むことがあれば示し

てください。

(5) キャリア教育、高校進学後の支援について【10点】

- ・身近な環境にロールモデルがいない子どもに対して、業務従事者がどのように関わるか示してください。
- ・主に中学生の利用者に対して、高校生活について知る機会を提供する等の進学意欲を高めるための取組があれば示してください。
- ・仕様書（案）に定める高校等への進学後の卒業生に対する支援について、実施方針を示してください。
- ・利用する子どもが将来の職業選択に向けたイメージを持ったり、社会生活において必要な知識を身につけるための取組があれば示してください。

(6) 保護者に対する相談支援、関係機関との連携について【10点】

- ・保護者から進路や子どもの状況に関する相談があった場合の対応方法や、子どもの進路や学習についての関心が薄いと思われる保護者に対するサポートの取組について示してください。
- ・利用する世帯について課題を把握した場合の福祉事務所等の関係機関との連絡体制を示してください。
- ・学校や関係機関との連携について、これまでの実績（他の自治体での取組を含む）や提案があれば、示してください。

(7) 継続的な参加促進の取組、未登録者の利用促進の取組【10点】

- ・利用者が継続して通室できるように配慮することや、長期欠席を防ぐための取組、長期欠席者が再度通室に繋がるための取組として考えていることがあれば示してください。
- ・特に新規に登録された子どもについて、継続利用につなげるための環境づくりや配慮があれば示してください。
- ・利用に繋がっていない対象者が利用しやすくなるような取組や、利用勧奨のために取り組むことがあれば示してください。

(8) 業務従事者の配置について【10点】

- ・統括責任者、学習支援コーディネーター（教室責任者）及び学習支援専門員（教室副責任者）として配置を予定する業務従事者について、本事業に関係する実務経験、保有する資格等を簡潔に示してください。
- ・長期的な視点での支援と、安定的な教室運営を継続するために、特に学習支援コーディネーターや学習支援専門員の従事体制について考えていることがあれば示してください。
- ・学習サポーターとして従事する人材について、法人として重視するスキルや人物像と、必要な人材を確保するための方策について示してください。
- ・業務従事者の事業理解やスキル向上のための取組について示してください。

- ・課題を有する利用者の対応のために、仕様書（案）に定めのない業務従事者の配置や、法人内のスタッフとの連携を行う場合は、概要を示してください。

【地区別項目（１０点）】

応募する地区について、次の各項目について示してください。

- ・当該地区での本事業または本事業に類する事業の実績があれば示してください。
- ・当該地区に特有の課題や対象者の状況について考えていることがあれば示してください。
- ・当該地区内またはその近辺に本事業と連携可能な法人の拠点・事業者がある場合は、概要と活用方法を提案してください。
- ・地域住民や利用施設と連携した取組について考えていることがあれば示してください。

5 選考に関する事項

（１）選考委員

南部・中部・北部の各地域の委託法人選考委員会の選考委員は、下表のとおりとします。なお、保護課長については、当該区役所の保護課が２課以上の体制の場合は、いずれか１名とします。

南部地域	中部地域	北部地域
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援担当）		
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長（家庭支援担当）		
教育委員会事務局教育政策室担当課長（区教育・事業調整）		
川崎区役所保護課長	中原区役所保護課長	宮前区役所保護課長
幸区役所保護課長	高津区役所保護課長	多摩区役所保護課長
		麻生区役所保護課長

（２）選考方法

- ・提出された企画提案書と委託法人選考委員会でのプレゼンテーションによる審査を行い、各選考委員が【共通項目（９０点満点）】と【地区別項目（１０点満点）】の合計で採点を行います。
- ・選考は地区ごとに行い、選考委員の採点の合計点が基準点（６０点×選考委員の人数）以上の事業者のうち、最高得点の事業者を当該地区の受託予定者として選考します。
- ・最高得点の事業者が複数ある場合は、そのうち経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。これにより決しない場合は、選考委員の協議により決定します。
- ・応募者が１事業者のみの場合は、当該事業者が基準点（６０点×選考委員の人数）

を満たした場合に受託予定者として選定します。

・選考結果に基づき、健康福祉局及びこども未来局の業者指名選定員会での審議を経て、書面にて通知します。

6 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (2) 応募事業者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- (4) 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、川崎市公文書管理規則等の規定に基づき、一定期間保存します。なお、企画提案書について川崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、当該企画提案書を提出した事業者に対して、同条例第15条第1項に基づき意見書の提出を求めた上で、開示する範囲を決定します。
- (6) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- (7) 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- (8) 受託予定者決定の効果は、川崎市議会定例会における、本事業委託に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。